

各府省の復興施策の取組状況の取りまとめ-公共インフラ以外の復興施策-

復興施策	担当府庁					期待される効果・達成すべき目標
		これまでの取組状況	当面(今年度中)の取組	予算措置状況	中・長期的(2年程度)取組	
(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり						
③世界に開かれた復興						
(iv)関連 国際的風評被害 対策・日本ブランド 再構築	内閣官房	<p>平成28年度は、①福島県内の放射線の状況や食の安全を伝える短編動画(90秒)、②福島の魅力や復興に向けた取組を外国人カメラマンの視点を通じて紹介する動画(約13分)の2本を制作したほか、③米国メディアによる福島の復興状況の取材・番組制作の支援を実施。①を空港・ホテル向けの外国語放送等を通じて発信。平成29年度は、①、②について国際線機内の視聴コンテンツとして発信するとともに、デジタル拡散を実施。③について米国内での放送を実施した。加えて、震災から7周年のタイミングで各府省庁制作の復興関連動画のデジタル拡散を集中的に実施するとともに、外国通信社による福島第一発電所内及び周辺地域の取材及びニュース素材配信の支援を行った。このほか、英字雑誌に東北の魅力・福島の食の安全に関する記事広告を掲載した。さらに、復興に関する情報を海外広報用の電子書籍「We Are Tomodachi」並びに官邸の日本語及び英語HPにおいて、最重要テーマの一つとして随時発信している。</p> <p>汚染水問題に関する風評被害対策としては、平成25年9月、官邸の英語HPに汚染水対策に関する特設ページを設置した。関係府省庁の関連ページへのリンクをまとめ、日本駐在の外国プレス等に対して継続的に発信している。</p>	<p>これまでに引き続き、最重要テーマの一つとして、福島の観光・食などの魅力や、復興に関する情報の対外発信を、各省と連携して行う。</p>	<p>予算措置なし</p>	<p>各府省庁等による連携を一層推進するとともに、外国プレス対策や主要文書・メッセージの英語化をはじめとして、関係省庁における対外発信体制を強化する。</p>	<p>(期待される効果) 原発事故の収束や汚染水対策の状況を含めた震災からの復興の現状につき理解を促進し、また日本の魅力を発信することにより、まだ残っている各国の日本産品に対する輸入規制の撤廃、海外からの旅行者数目標の達成、風評被害の防止・克服、我が国に対する外国からの投資の増大等につながることを期待される。</p> <p>(定量的な効果・目標が示せない理由) 対外広報については、日本ブランドの構築や国際的風評被害の防止・克服という点において、「海外における我が国の現状や魅力に関する理解の促進」という定性的な貢献であるとの性格を有しているため、各国の日本産品に対する輸入規制の撤廃、海外からの旅行者数の回復等の風評被害の防止・克服における直接的な貢献度を示すことが困難である。</p>
(iii)関連 国際防災協力の推進	内閣府	<p>○ 平成27年3月、仙台市で第3回国連防災世界会議を開催。世界各国に対し、東日本大震災から得た知見や技術等を共有し、被災地の復興の現状や取組を発信するとともに、被災地の振興に寄与した。</p> <p>○ 本会議では新たな国際防災指針である「仙台防災枠組」が合意され、その実施に主導的な役割を果たすことが各国から期待されている。</p> <p>○ このため、平成30年度は、国連防災機関等を通じた仙台防災枠組の進捗を図る指標収集への貢献や、第8回アジア防災閣僚級会議等の国際会議の場や、国際復興支援プラットフォーム(IRP)、ホームページ等を通じた、同枠組の優先行動のひとつである「より良い復興」事例の共有・重要性の発信等を実施した。</p> <p>また、アジア防災センター(ADRC)を通じて、研究員受入れ制度をはじめとする人材育成プログラムなどの防災協力や、アジア諸国の防災機関によるタウンウォッチングなどを実施した。</p>	<p>○ 仙台防災枠組に関する我が国の取組の優良事例等を世界に向けて発信</p> <p>○ ADRC、IRPを通じた情報共有、人材育成等の実施</p>	<p>・国際防災協力の推進に必要な経費265百万円の内数【一般会計】</p>	<p>○ 仙台防災枠組の進捗状況の点検・評価等を実施する。</p> <p>○ ADRC、IRPを通じた情報共有、人材育成等を実施する。</p>	<p>○ 我が国が東日本大震災等から得た知見や防災技術、仙台防災枠組に基づく取組等を各国と共有し、本枠組に基づいた各国の取組を推進するなど、世界における災害対策の向上、災害による被害軽減に資する。</p>

<p>(i 関連)内外への正確な情報発信</p>	<p>総務省</p>	<p>「国際共同制作による地域コンテンツの海外展開に関する調査研究」(平成23年度)において、地方の放送局や番組制作会社等が、各地の物産・観光資源等を紹介するコンテンツを海外の放送局と共同制作・発信する取組を実施。共同制作番組を15本制作し、アジア諸国で放送。</p> <p>また、「海外への情報発信の強化」(平成23年度3次補正)において、テレビ国際放送や国際共同制作等を通じて、海外への情報発信を強化し、東日本大震災後の海外における日本のイメージ回復を図り、風評被害等の拡大を防止。</p> <p>①被災地の復興をテーマとした番組を委託により42本制作し、NHK子会社の外国人向け海外放送ネットワークでの放送やインターネットを活用しての世界への配信を実施。</p> <p>②海外放送事業者と国内放送事業者が被災地の復興をテーマとした放送番組を16本を共同制作し、海外での放送を実施。</p>	<p>平成24年度までで事業終了</p>	<p>-</p>	<p>平成24年度までで事業終了</p>	<p>日本のイメージ回復及び風評被害等の拡大防止による経済活性化が期待される(平成24年度までで事業終了)</p>
<p>(ii 関連) 高度人材ポイント制を通じた高度外国人材に対する出入国管理上の優遇制度導入・運用</p>	<p>法務省</p>	<p>○ 経済成長や新たな需要と雇用の創造に資することが期待される高度な能力や資質を有する外国人(=高度外国人材)の受入れを促進するため、現行の外国人受入れの範囲内で、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数に達した方を「高度外国人材」と認定して、出入国管理上の優遇措置を講ずるポイント制(=高度人材ポイント制)を平成24年5月7日に導入した。また、年収基準の緩和等の認定要件等の見直しを行うため、法務省告示を改正し、平成25年12月24日から新たな制度を実施した。</p> <p>また、平成26年の出入国管理及び難民認定法改正により、高度外国人材を対象とした新たな在留資格「高度専門職」が創設され、平成27年4月1日に施行された。</p> <p>さらに、平成29年4月26日に関係省令・ガイドライン等を改正し、「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設及び高度人材ポイント制における特別加算項目の追加等を実施した。</p> <p>加えて、平成31年3月29日に法務省告示を改正し、高度人材ポイント制において、特別加算の対象大学の拡大を行った。</p>	<p>○ 高度外国人材の更なる受入れ促進のため、引続き広報活動を行う。</p>	<p>・高度人材に対するポイント制による優遇制度運用 8百万円【一般会計】</p>	<p>○ 高度人材ポイント制を通じた高度外国人材に対する出入国管理上の優遇制度を円滑に施行・運用していく。</p>	<p>○ 高度人材ポイント制を通じた高度外国人材に対する出入国管理上の優遇制度を導入することにより、我が国の活力となるべき外国人の受入れが促進される。</p>

<p>(ii 関連) 災害時における出入国審査体制の強化</p>	<p>法務省</p>	<p>○ 東日本大震災の直後、外国人の出国ラッシュがあり、外国政府がチャーター便を用意して自国民の帰国を支援したほか、海外からの救援隊を数多く受け入れたため、大量の出入国手続について入管の小規模出張所等がその対応に苦慮し、他の業務の停止、チャーター便の到着空港の変更、大規模庁からの応援で対処した。 このため、外国政府による緊急のチャーター便や、海外からの緊急援助隊の到着に対応し、地域を問わず、迅速・円滑に出入国審査等を実施するため、各地方入国管理局に災害発生時における出入国審査機動班を設置するとともに携帯型審査端末等の審査機器、審査に当たる職員の非常食等の携行品及びそれらを運搬するための車両を配備して、災害時における出入国審査体制を強化した。 さらに、平成24年度においては、管轄内に数多くの外国人が在留しており、管内や隣接局管内の地方空港への十分な審査体制を確保する必要のある東京局、大阪局、名古屋及び福岡局について、審査機器等の増配備を行った。</p>	<p>○ 災害発生時における迅速かつ円滑な出入国審査を実施するための施策の適切な運用を図る。</p>	<p>・緊急時出入国審査 28百万円【一般会計】</p>	<p>○ 災害発生時における迅速かつ円滑な出入国審査を実施するための施策の適切な運用を図る。</p>	<p>○ 外国人の我が国に対する信頼の基盤となる災害時の円滑な出入国審査を実施し、もって外国人が抱く我が国の災害に関する不安を払拭し、我が国の活力となるべき外国人の受入れを促進することを目的とする。 なお、災害発生時の対策を目的とする事業であるため、定量的な成果目標を示すことはできないが、東日本大震災時に地方空港から臨時チャーター便で出国した外国人及び各国からの救急援助隊・医療チーム受入れ人数は約10,400人である。</p>
<p>(i) 日本再生に関する外国の理解を増進し、日本ブランドを再構築し、日本製品の信頼性回復・向上を図る</p>	<p>外務省</p>	<p>海外向けグラフィック日本事情発信誌「にぽにか」、日本紹介用映像資料「ジャパン・ビデオ・トピックス」、日本事情紹介ウェブサイト「Web Japan」を通じ、被災地の風評被害対策に資する記事も発信。</p>	<p>引き続き、日本の様々な魅力の発信に加え、風評被害対策の観点を踏まえたコンテンツの発信についても継続的に実施する。</p>	<p>112百万円の内数(令和元年度当初予算)(平成30年度の補正はなし)</p>	<p>引き続き、日本の様々な魅力の発信に加え、風評被害対策の観点を踏まえたコンテンツの発信についても継続的に実施する。</p>	<p>風評被害の払拭を含め、正しい対日理解を促進し、日本に対する信頼性向上、親日感情の醸成を図る。</p>

<p>(ii 関連) 外国の活力を取り込んだ被災地域の復興と日本経済の再生を図る</p>	<p>外務省</p>	<p>○平成29年度までに総理・閣僚によるトップセールス等外交リソースを活用した取組、在外公館に設置された「対日直接投資推進担当窓口」における取組、国際約束の締結による投資環境整備、対日投資セミナーや地方の魅力発信するセミナー等国内における取組、我が国に重要な投資を行った外国企業の相談対応を行う「企業担当制」への参画等、様々な取組を実施してきた。 平成30年度も引き続き以下の取組成果があった。 ○安倍総理が世界経済フォーラム年次総会出席の際に世界的なビジネス関係者と地方への投資を含む対日投資促進の方策について意見交換を実施。英国訪問の際はビジネスレセプションにおいて、幅広い英国企業の代表に対して対日投資を呼びかけた。 ○在外公館に設置された「対日直接投資推進担当窓口」において、JETROとも連携しつつ対日投資掘掘に向けた情報収集、諸外国の参考事例調査や改善要望調査、各種イベントにおける投資呼びかけ等を積極的に実施し、平成30年度の活動実績は707件。 ○投資関連協定、租税関連条約、社会保障協定等の国際約束を新たに計7本締結。 ○平成31年3月には、外務省主催で「グローバル・ビジネスセミナー」を開催し、双方向の投資拡大と地方への投資誘致をテーマに活発な議論が行われた。外国企業関係者や駐日経済団体、在京大使館、政府・地方自治体関係者等、約120名が参加。 ○我が国に重要な投資を行った「企業担当制」を活用した対象企業による担当副大臣との面会に、外務省からも副大臣又は大臣政務官が3回同席し相談対応を実施した。</p>	<p>○外国からの対日投資促進に資する上記取組(トップセールス、在外公館窓口による活動、国際約束締結の推進等)を引き続き推進する。 ○日本国内において、関係省庁やJETRO等の協力を得て、地方への投資誘致をテーマの一つとした対日投資セミナーを開催する。</p>	<p>対日直接投資セミナー開催経費 2,076千円【一般会計】</p>	<p>○総理・閣僚によるトップセールス、各種2国間協議等を通じた、投資案件の吸い上げ。要すれば、対日直接投資推進会議の枠組みを用いて関係府省に伝達。また、案件の蓄積により、各国からほぼ共通して要望のある投資環境の改善事項等につき、対日直接投資推進会議の枠組みに報告。 ○諸外国のさまざまな活力を取り込むため、在外公館の有する人脈を活用し、JETROとも連携をしつつ、外国企業経営者への働き掛けや広報・情報発信など海外現地における誘致案件創出活動を強化。</p>	<p>○政府として、対日直接投資の促進について、「2020年までに外国企業の対内直接投資残高を35兆円に倍増する」(平成29年末時点28.6兆円)を目標とし、政府一体となり取り組んでいく。</p>
<p>(ii) ODAを活用して製品の安全性・優位性をアピールすることも含め、被災地産品の海外の販路拡大を図る</p>	<p>外務省</p>	<p>(1)平成23年度第3次補正予算(実績額50億円) 供与対象国:スリランカ、パキスタン、フィリピン、ベトナム、モルディブ、モンゴル、トンガ、バブアニューギニア、マーシャル、ミクロネシア、モロッコ、ヨルダン、ウズベキスタン、エクアドル、グアテマラ、カンボジア、ガーナ、コンゴ共和国、セネガル (2)平成24年度当初予算(実績額16.5億円) 供与対象国:パレスチナ、エルサルバドル、ボスニア・ヘルツェゴビナ、インドネシア、チュニジア、ナイジェリア (3)平成25年度当初予算(実績額20億円) 供与対象国:スリランカ、ミクロネシア、グレナダ、マーシャル、モルドバ、カンボジア、ギニアビサウ (4)平成25年度補正予算(実績額7億円) 供与対象国:カンボジア、スリランカ、ラオス、ギニアビサウ (5)平成26年度当初予算(実績額11.5億円) 供与対象国:トンガ、ドミニカ、セントルシア、ウクライナ、セントビンセント、セルビア、ベリーズ、ジャマイカ (6)平成26年度補正予算(実績額19億円) 供与対象国:ヨルダン、モンゴル、スリランカ (7)平成27年度当初予算(実績額11億円) 供与対象国:スリランカ、ギニアビサウ、セネガル、アルメニア、コンゴ(共) (8)平成28年度当初予算(実績額:7億円) 供与対象国:スリランカ、ギニアビサウ、コンゴ(共)、カンボジア (9)平成29年度当初予算(実績額7億円) 供与対象国:カンボジア、ラオス、ギニアビサウ (10)平成30年度当初予算(実績額7億円) 供与対象国:コンゴ(共)、ギニアビサウ、レソト、ブルンジ 注:上記のうち、(1)～(5)の事業は「途上国の要望を踏まえた工業品等の供与」として実施した。</p>	<p>○令和元年度予算により、引き続き被災地を含む地方産の機材・製品等の供与を実施予定。 ○被援助国政府及び国際機関が供与資金により調達手続を実施する。</p>	<p>・被災地を含む地方産の機材・製品等の供与 無償資金協力 163,100百万円の内数【令和元年度当初予算】</p>	<p>○今後検討する。</p>	<p>○本件支援実施により、東日本大震災の被災地を含む地方で生産される機材・製品等の途上国への供与を通じ、途上国の経済社会開発を支援するのみならず、同機材・製品等に対する認知度の向上を図り、継続的な需要を創出し、地域経済の活性化及び被災地の復興に貢献することが期待される。</p>

<p>(ii) 外国の活力を取り込んだ被災地域の復興と日本経済の再生を図る</p>	<p>外務省</p>	<p>○特に被害が甚大であった岩手県、福島県、宮城県の被災3県に対する復興支援として、被災3県を訪問する外国人に対する査証手数料免除は平成23年11月15日から実施し、平成30年末までに約10万3,000件の発給に対し、査証手数料を免除した。 ○被災3県を訪問する中国人個人観光客に対して、有効期間3年の数次査証発給を平成24年7月1日から導入し、平成27年1月19日から、本数次査証の経済要件を緩和し、本年5月8日には、東北地方の観光振興のため、対象地域を東北6県に拡大した。この結果、平成30年末までに約9万800件の査証を発給した。 ○外国人受入環境整備(査証審査体制の強化)に関しては、平成23年度第3次補正予算に計上し、平成23年度末に査証発給管理システムの改修が終了した。平成24年度には査証システム未設置公館を除く全ての在外公館で改修済みシステムでの業務を開始するとともに、法務省との連携強化が実現した。これにより我が国の活力となる外国人の受入体制の整備・強化が図られた。</p>	<p>○被災3県を訪問する外国人に対する査証手数料を引き続き免除する(5年延長)。 ○東北6県を訪問する中国人個人観光客に対して、引き続き数次査証を発給する。 ○査証審査体制の強化については、本省において査証審査業務の実施状況をフォローし、指導、監督を行っていくとともに、査証審査に係る必要な物的・人的体制の整備に取り組む。</p>	<p>「一」(復興を主目的とする特別の予算措置はないが、既存予算の中で実施予定。)</p>	<p>○査証手数料免除の延長実施期間は復興基本方針の「復興・創生期間」にあわせて5年間としており、同期間については引き続き、被災3県を訪問する外国人の全ての査証についてその手数料を免除していく。 ○東北6県を訪問する中国人個人観光客に対して発給する数次査証の運用状況を然るべく検証し、見直し作業等を行う。 ○査証審査体制の強化については、当面の取組を引き続き実施していく。 ○査証発給システムの更新により、査証審査業務の迅速化が図られ、円滑な出入国審査にも貢献でき、我が国の活力となる外国人の受入れを促進する。また、外務省・法務省間の訪日外国人に係る情報共有の強化により、在外公館における査証発給審査を厳格化し、悪意をもった外国人の国内流入を未然に阻止することにより、入国管理業務の強化にも貢献する。</p>	<p>○今後、被災地の復興プロセスの進行及び観光立国推進と相俟って、この措置が外国人の被災地訪問の促進に寄与していくことが期待される。 ○東北3県を訪問する中国人観光客が増加し、震災復興に繋がるとともに、日中間の人的交流が一層促進されることが期待される。 ○本件措置により、①在外公館における査証審査業務の迅速化・厳格化が図られるとともに(観光目的の査証事務処理日数が5日から3日に短縮)、②法務省のシステムとの連携を通じ、入国管理業務の強化等にも貢献でき、我が国の活力となる外国人の受入体制の整備・強化が可能となる。</p>
<p>(iii) 関連) 災害の経験や復興の過程で得た知見や教訓を国際公共財として海外と共有するための国際協力を積極的に推進する</p>	<p>外務省</p>	<p>○無償資金協力全7案件について交換公文を署名済み。主要道路沿いの斜面对策、気象レーダー、災害予警報システム等の整備を実施中(国によって進捗は異なる)。 ○東北の復興現場にて海外からの研修員や招聘者に対し教訓の共有を継続して実施中。 ○第3回国連防災世界会議において日本政府が発表した仙台防災協カイニシアティブ(平成27年～平成30年の4年間で、防災関連分野で計40億ドルの協力、4万人の人材育成)の達成に向けた国際協力の実施。 ○フォーラム等において、震災の教訓等を発表。</p>	<p>○調達手続きを実施中の無償資金協力案件について、円滑な完了に向けた実施監理を行う。 ○引き続き、東北の復興現場で海外からの研修員や招聘者に対し東日本大震災からの復興に関する教訓の共有を行う。 ○国際会議等の機会にて、東日本大震災からの復興を含む日本の防災経験や知見、それらに基づいた防災分野の国際協力の成果を積極的に発信し、仙台防災枠組2015-2030の実施を推進する。 ○仙台防災協カイニシアティブの後継策の検討とその推進を実施。</p>	<p>「一」(復興を主目的とする特別の予算措置はないが、既存予算の中で実施予定。)</p>	<p>○無償資金協力で供与した機材の効果的な活用を支援するため、被供与国の観測技術や情報発信に係る能力向上を推進する。 ○国際会議等の機会にて、東日本大震災からの復興を含む日本の防災経験や知見や、それらに基づいた防災分野の国際協力の成果を積極的に発信し、仙台防災枠組2015-2030の実施を推進する。</p>	<p>○観測・配信システム一式を含む防災対応機材の供与を通じて地震観測網等が整備されることにより、開発途上国及び日本の防災対策が強化される(7カ国を対象としている)。 ○防災分野における途上国人材育成等の国際協力については、復旧・復興の経験・現状・知見等の共有を図りつつ、防災分野の人材育成を推進する。 ○第3回国連防災世界会議で策定された仙台防災枠組の実施を推進することで、防災先進国として防災分野で主導的立場を確保することが期待される。 ○東日本大震災の復興の取組を世界に発信する。</p>

<p>(ii関連) 国際科学技術協力を推進するための基盤の強化</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○国際科学技術協力基盤整備事業 標記事業における事業外国人研究者宿舎運営では、外国人研究者が集中している筑波研究学園都市において、外国人研究者へ宿泊施設を提供するとともに、生活支援サービス提供を行うことにより、外国人研究者(及びその家族)が円滑に生活を開始し、安心して研究活動に専念できる環境を提供している。なお、大震災直後は、一時47.7%(平成23年4月8日時点)まで落ち込んだ当該宿舎入居率も、平成30年度時点で80%程度まで回復した。</p>	<p>○引き続き、左記事業を実施。</p>	<p>・国際科学技術協力基盤整備事業(事業外国人研究者宿舎運営) <令和元年度予算 115.2百万円> ・臨時・特別の措置(施設整備費補助金(保有施設の改修)) <令和元年度予算 117百万円></p>	<p>○引き続き、左記事業を実施。</p>	<p>○外国人研究者の受入れを促進し、我が国の研究者との共同研究の支援やそれを通じた諸外国の研究者との連携を強化することで、復興に資する国際共同研究の実施等により我が国の復興の一助となることが期待される。</p>
<p>(iv関連) 外国人留学生への支援</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○損壊した(独)日本学生支援機構が保有する「仙台第一国際交流会館」及び「東京国際交流会館」について、必要な改修工事を実施するための経費について支援。 ○被災した対象大学・専修学校の留学生に対して、奨学金や一時帰国した学生が再渡日する際の航空券を支給。 ○留学生等に対して、WEBサイト等による適切な災害情報の提供を実施するとともに、在京大使館・在外公館・内外報道機関や関係機関等に対し、震災後の各種情報を提供。 ○日本の大学への留学を検討している外国人学生を日本に招聘し、被災地の視察や被災者、日本人学生及び日本で学んでいる留学生等との交流等を通じて、我が国と大学の現状について正しく理解してもらう「ジャパン・スタディ・プログラム」の実施。</p>	<p>○損壊した国際交流会館への経費についての支援については平成23年度で終了 ○被災した留学生への奨学金や一時帰国した者への再渡日のための航空券の支給については平成23年度に実施済 ○ジャパン・スタディ・プログラムについては、平成23年度に実施済</p>	<p>-</p>	<p>○被災地の学生も含め、日本全体への留学生を増やすため、今後も引き続き留学生の受入れ体制の充実に取り組む。</p>	<p>○日本留学を希望する外国人学生に対し、日本の正確な情報を提供することで、日本への留学を促進し、外国人留学生の受入拡大に資するとともに、日本人学生の国際交流の推進を図る効果も期待できる。なお、留学生の受入れに関しては「留学生30万人計画」の実現を目指す。</p>

<p>(iv 関連) 世界トップレベル研究拠点構築の取組強化による世界に開かれた復興</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○ 世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI) 大学等への集中的な支援により、システム改革の導入等の自主的な取組を促し、優れた研究環境と世界トップレベルの研究水準を誇る「目に見える研究拠点」を形成する事業である。平成30年度末時点において、9拠点の取組を支援している。外国人研究者の割合は平均で約40%となっている。震災後、東日本のWPI拠点では、外国人研究者の一時的な離日が半数を超える拠点もあったが、適切な災害情報の提供を行い、ほぼ全ての研究者が再来日した。これら拠点の対応は、研究環境としての日本の信頼低下を克服するための最前線としての対応であるとともに、我が国の研究活動が通常通り行われることの代表的な国際発信となっている。</p>	<p>○世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI) 引き続き拠点の着実な形成に取り組む。また、「目に見える研究拠点」としてのWPIのブランド力等の強化やWPI発の優れた成果のプログラムの枠を超えた展開・波及を図る取組を引き続き推進する。</p>	<p>○世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI) <令和元年度予算6,750百万円></p>	<p>○世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI) 引き続き、本事業を実施する。</p>	<p>○世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI) 震災の影響下においても、内外の優秀な研究者を惹きつけることで、我が国で優れた研究活動を確保することができる。また、我が国が内向きに陥らず、むしろ諸外国に開かれ、優秀な人材を歓迎して科学技術の発展に貢献するとの国際メッセージを発することにもなり、世界に開かれた復興に資する。</p>
<p>(iv 関連) 外国人留学生及び外国人研究者に対する適切な災害情報の提供及び、研究活動等の支援</p>	<p>文部科学省</p>	<p>外国人特別研究員事業及び外国人招へい研究者事業では、優秀な外国人研究者を効果的に我が国に招へいするとともに、我が国と諸外国の研究者ネットワークの形成・維持・強化を図っている。 震災等の影響を踏まえ、以下のように対応した。 ・震災等の影響により一時出国等した外国人特別研究員等で、希望する者は、離日期間分の採用期間を延長することができることとした。平成23年3月11日現在日本に滞在していた外国人特別研究員等850名余りのうち、約200名が一時出国し、同制度を使い再来日した。</p>	<p>○ 震災を踏まえた対応としては、震災前後の採用者全てが採用期間を終了しているため、措置済み。</p>	<p>・外国人研究者招へい・ネットワーク強化 <令和元年度予算3,362百万円></p>	<p>○ 震災を踏まえた対応としては、震災前後の採用者全てが採用期間を終了しているため、措置済み。</p>	<p>○ 引き続き、被災地を含めた我が国の研究機関に優秀な外国人研究者を効果的に招へいするとともに、我が国と諸外国の研究者ネットワークの形成・維持・強化を図るため、事業を実施。</p>
<p>「クールジャパン」推進</p>	<p>経済産業省</p>	<p>○ コンテンツ、ファッション、食、地域産品・伝統工芸品等の日本の魅力あるクールジャパン商材の海外展開を支援し、海外需要を獲得する観点から、クールジャパン商材の海外展開に向けた商材の発掘・磨き上げを支援。 ○ またクールジャパン関連企業の海外展開に向けたリスクマネー供給等を行う(株)海外需要開拓支援機構(以下、クールジャパン機構)によって、これまでに合計33件、最大約780億円の投資決定を公表。</p>	<p>○ 引き続き、クールジャパン機構等を通じた日本の魅力に係る情報発信等により、クールジャパンを推進する。</p>	<p>・クールジャパンプロデュース支援事業(令和元年度予算1.4億円)【一般会計】 ・クールジャパン機構によるリスクマネー供給 (令和元年度予算 170億円)【財政投融資特別会計】</p>	<p>○ 平成22年度から政府一丸となって、関係省庁で連携して「クールジャパン」に取り組んできた結果、様々な形でクールジャパン関連産業の海外展開の成果が確認されつつある。 ○ 引き続き、関係省庁と連携しつつ、クールジャパン機構等を通じた日本の魅力に係る情報発信等により、クールジャパンを推進する。</p>	<p>○ 国内企業の海外売上高、輸出額及び訪日外国人による国内消費額を増加させる。</p>

<p>(ii 関連) 対内直接投資促進</p>	<p>経済産業省</p>	<p>○JETROにおいて産業スペシャリストや誘致専門員を活用し、我が国への投資が見込める外国企業に対し、具体的な市場情報や投資計画を提案し、商談を実施するなど、能動的な誘致活動を展開した。 ○平成30年5月に対日直接投資推進会議で決定した「地域への対日直接投資サポートプログラム」に基づき、支援対象自治体に対して、政府及びJETROによる各地域の特色を活かした誘致戦略の策定や誘致活動支援等を実施した。 ○平成30年度は地域の魅力的なビジネス環境を世界に向けて発信するRegional Business Conference(RBC)を福島県、茨城県等の4か所で開催した。</p>	<p>○「地域への対日直接投資 集中強化・促進プログラム」(平成31年4月16日対日直接投資推進会議決定)に基づき、外国企業誘致戦略が明確化した地方公共団体が行う誘致活動に対する支援の充実及びJETROによる支援体制の強化を図る。また、地域への誘致成功事例の発信による外国企業との協業・連携機運の醸成や我が国のビジネス環境の更なる改善に向けた取組を進める。 ○RBCを、北海道、仙台市、横浜市、京都市、GNIの5か所で開催する。 ○JETROの海外主要拠点において、海外のイノベーションエコシステム等との緊密なネットワークを形成すること等を通じ、イノベーション創出に資する外国企業を積極的に誘致する。</p>	<p>・対日直接投資推進等促進体制整備事業(令和元年度当初 JETRO運営費交付金249.6億円の内数)【一般会計】 ・地域の対内投資促進に必要な経費(平成30年度補正201百万円)【一般会計】</p>	<p>○政府・JETROが一体となり、外国企業誘致に積極的な自治体の取組を引き続き支援する。JETROは、イノベーションの創出や地域経済の活性化に資する対日直接投資を重点的に誘致する。</p>	<p>○「潜在成長力の大幅な引き上げ」や「生産性の底上げ」、「外国企業の投資による地域への新たな経営資源の流入等の促進」に貢献していく。</p>
<p>(iii 関連) 防災分野における途上国の人材育成等の国際協力を推進</p>	<p>防衛省</p>	<p>○ 防衛省は、相手国軍隊等が国際の平和及び地域の安定のための役割を適切に果たすことを促進するため、自衛隊の有する知見・経験を活用し、関係国の軍又は関係機関の安全保障分野における能力向上を図る「能力構築支援」に取り組んでおり、「人道支援・災害救援(HA/DR)」分野も対象である。 ○ 平成24年度から平成30年度の間で、ベトナム、パプアニューギニア、フィリピン、ミャンマー、ラオス、マレーシア、更には、ASEAN加盟国及びASEAN事務局等に対し、数日間のセミナーや研修の受入れ等を実施した。 ○ これらの取組において、東日本大震災等における自衛隊の活動をそれぞれの国の軍の要員に紹介している。</p>	<p>○ 人材育成、セミナー及び研修の受け入れ等の支援を行っていく。 ○ このような能力構築支援の取組において、大震災の経験・教訓についても、可能な限り支援対象国と共有していく予定。 【参考資料】 http://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/cap_build/index.html</p>	<p>・能力構築支援事業 346百万円(令和元年度予算額)【一般会計】</p>	<p>○ 防衛省・自衛隊による能力構築支援の一環として、大震災における災害救援活動から得た経験・教訓を共有すべく、インド太平洋地域を始めとする関係国の軍又は関係機関について、専門家の派遣や研修の受入を行うことにより、当該国の災害対処能力の向上や人材育成の促進に取り組む。</p>	<p>○ 能力構築支援も活用し、今般の大震災における災害救援活動から自衛隊が得た経験・教訓を広く国際社会と共有し、途上国を始めとする国際社会全体の対処能力の向上を図るとともに、各国との連携強化を進めることにより、災害救援等の分野で国際社会に積極的に貢献していく。</p>